

「公民教育の歴史と課題 (1)」

井上敏博

はじめに

近代国家においては、19世紀後半に至りその政治的社会的背景のもと本格的な公教育制度の成立がみられるのであるが⁽¹⁾それは、「国民教育」として提起され、その時代の国家と社会の要求とかかわって、いかなる国民形成をめざすのかが絶えず問われて来た。「公民教育」⁽²⁾は、こうした課題を担って登場しさまざまな意義づけが与えられて来た。公民教育は、「国民」的観点と「市民」的観定の交錯するなかで、その政治的社会的条件に規定されながら、例えば日本やドイツのように「国家公民教育」⁽³⁾ (Staatsbürgerliche Erziehung) として、国民的観定が強調され提起されて来た歴史をもっている。

戦後日本の公教育の諸原則を示している教育基本法は、その前文において、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とのべている。戦後の日本が、あらたに民主主義国家、平和国家、文化国家として再出発するにあたって、「教育の力」に期待がかけられたのであった。なかでも公民教育は、戦前と面目を一新して、「新憲法」のもと「新教育」の課題を大きく担って構想され展開されてきたのであった。

今日、新憲法施行から40年、教育基本法・学校教育法制定から40年の歴史的経過のなかで戦後の公民教育はどのように評価されるべきなのか、戦後教育改革にさかのぼって検討されるべき時を迎えていると思う。

小論においては、以上のような問題意識に立って、まず戦前日本の公民教育の特質を把握するとともに、戦後改革において、それがどのように変革されたのか、そして講和後の日本の状況のなかでどのように再編され位置づけられて今日に至っているのかといった問題に若干のアプローチを試みてみたいと思う。

I 戦前における公民教育の歴史的変遷

戦前日本の公教育は、明治5年の「学制」に端を発し、その後、「教育令」「改正教育令」を経

て、森有礼文相のもとでの「学校令」によってその基本的骨格が築かれ、さらに、明治20年代から30年代にかけての天皇帝国家体制の確立と日本資本主義の発展に対応した諸学校令によってほぼその制度を整えたといえる。

ところで、明治期における公民教育は、「公民科」として追求されたものではなかったが明治5年の「学制」以来、さまざまに試みられて来たのであり、明治32年～34年に中学校に「法制及経済」、実業諸学校に「経済」「法規」などの教科が設置され、明治40年には、師範学校に「法制及経済」が設置されるに至っている。しかしながら、それらは必修ではなかったし、その内容も、十分に近代的性格を備えたものではなかった。

その後、社会的政治的諸条件の進展と相まって、公民教育への要求が大きく高まりその実施が法令上でも具体的に規定されるに至った。以下では、大正から昭和期にかけての公民教育の新たな展開に関し、三つの段階に整理し、その概要をのべておくこととしたい。

(1) 大正期の特質として公民教育が実業補習教育において積極的に追求され、公民科の開設にまで至ったことがあげられよう。

大正9年12月、文部省は実業補習学校規程の改正を行い、「公民教育と職業教育とを以て実業補習教育の二大眼目」と位置づけ、さらに、公民教育調査委員会（大正11年設置）の審議にもとづき、大正13年には「実業補習学校公民科教授要綱」（文部省令第15号・大正13年10月9日）が示され、公民科の内容が確定されている。この要綱によれば、都市の実業補習学校においては、2年間に約100時間、農村においては3年間に約100時、それぞれ公民科の時間として配当されると共に、取り扱い上の主要項目は次のようなものであった⁽⁴⁾。

（都市用第1学年）

1. 人ト社会, 2. 我カ家, 3. 親子, 4. 親族, 5. 戸籍・相続, 6. 財産, 7. 職業, 8. 生産, 9. 一家ノ家計, 10. 保健ト衛生, 11. 神社・宗教, 12. 教育, 13. 都市ト青年, 14. 我力市, 15. 市ノ自治, 16. 議会ノ選挙, 17. 市会, 18. 市役所, 19. 市ノ財政, 20. 租税, 21. 我ガ府県,

（都市用第2学年）

1. 我カ国家, 2. 天皇, 3. 臣民・領土, 4. 立憲政治, 5. 帝国議会, 6. 国務大臣・枢密顧問, 7. 行政官庁, 8. 国法, 9. 裁判所, 10. 警察, 11. 都市生活, 12. 都市計画, 13. 商業, 14. 工業, 15. 金融, 16. 交通, 17. 我カ国の産業, 18. 国防, 19. 国交, 20. 社会改善, 21. 世界と日本

農村用においても、第一学年は、ほぼ同じ内容であるが、第二学年にて、「我カ町村」「町村の自治」「公民」「農会」「農村ノ開発」といった項目が位置づけられている点に特徴がある。

このような実業補習学校の公民教育は、中学校等の知識主義による「法制及経済」とは異なり、実際生活に即した実践性の高いものであり、住民の自治協同、政治への参加意識を目指そう

とする側面も看取されるが⁶⁾、一方では、近代的市民・国民のための公民教育とは性格を異にする天皇制国家の臣民教育としての側面をもっていたことは見逃せないところである。

また、わが国における公民教育の本格的展開が、地方の共同体を形成していくべき青年を対象とした補習学校から起ったこと、そして、それは学校教育というよりは社会教育的領域での自治教育に主眼が置かれていたことに大きな特質がうかがえるのである⁶⁾。

(2) こうした実業補習学校での公民科の実施が刺激となり、また、いわゆる大正デモクラシーの潮流のなかでの「普通選挙法」の制定（大正10年）という社会的背景のもとで、昭和に入り中等教育機関での「公民科」実施への気運が高まった。

文政審議会の答申にもとづき、文部省は、昭和6年1月10日文部省令第2号をもって公民科を中学校の本科目として位置づけ、同年4月1日から施行することとした。従来の法制及経済に代わる新たな公民科の意義、また修身との関連について、同年1月20日文部大臣訓令第2号において、次のようにのべられている。

「従来ノ法制及経済ハ其ノ教授カ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラサル嫌アリシニ鑑ミ今回之ヲ廃シ新ニ公民科ヲ設ケ立憲政治ノ国民トシテ必要ナル教養ヲ与フルコトトナセリ」⁷⁾

「修身ト公民科ハ各独立ノ学科トナシタルモ両学科ハ極メテ密接ナル関係アルモノナルヲ以テ修身ヲ兼ネ修メテ之カ知識ノ豊富ナル教員ヲシテ公民科ノ教授ニ当ラシムル極メテ望マシキ事ニ属ス」⁷⁾

また、教授上の注意点として、「公民科ノ教授ハ事例ヲ成ルヘク日常生活ニ於ケル経験ニ求メ理論ニ偏セスシテ實際ヲ主トシ且道義的情操ノ陶冶ニカメ特ニ修身トノ連絡ニ注意スヘシ」⁸⁾とのべられている点も注目される。

新設の公民科は、中学校の第4、第5学年でそれぞれ週1時間と配当され、その取り扱い上の主な項目は以下のようなものであった⁸⁾。

(第4学年) 1. 人ト社会, 2. 我家, 3. 一家ノ生計, 4. 職業, 5. 教育, 6. 神社, 7. 宗教, 8. 公安, 9. 地方自治, 10. 市町村, 11. 府県, 12. 農村ト都市, 13. 産業, 14. 貨幣及金融, 15. 交通

(第5学年) 1. 国家, 2. 皇室ト臣民, 3. 立憲政治, 4. 帝国議会, 5. 国務大臣, 枢密顧問, 6. 行政官庁, 7. 国法, 8. 裁判所, 9. 国防, 10. 国交, 11. 財政, 12. 我カ国ノ産業, 13. 人口ト国土, 14. 社会改善, 15. 日本ト世界

以上の中学校における公民科の導入を前後して、他の学校教育に公民科が設置されている。すなわち、昭和5年には、実業学校、昭和6年には師範学校、そして昭和7年には高等女学校に導入されたのである⁹⁾。

このようにして導入された公民教育は、「個人と社会」の関係を重要概念として取り入れつつ、

その配列についても、従来の「法制及経済」と同じような体系とせず、生徒の生活、環境、また発達に応じた方式を取り入れている点で近代的内容に近づいたものとなっている⁴⁰。しかしながら、それは、あくまで、教育勅語体制の枠内での近代化でありそこに限界をもつものであった⁴¹。

(3) 昭和6年の満州事変、昭和8年の国際連盟脱退、昭和12年の日華事変そして昭和13年の国家総動員法の制定といった一連の歴史的過程のなかで、公民教育の内実やその位置づけも変更せしめられ、公民科が次第に修身科に包摂せしめられることとなった。

昭和10年、従来の実業補習学校と青年訓練所が廃止され「青年学校」制度が発足しているが、そこにおいては、従来の「修身」及び「公民科」の両科独立のあり方から、「修身及公民科」という形で一体化せしめられている。この点、昭和12年の「青年学校教授及訓練要目」において、次のように規定されている。

「一、常ニ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ体シテ生徒ヲ教養スベキハ特ニ青年学校教授及訓練科目要旨ニ明示セル所ナ。 二、国体觀念ヲ明徴ニシ、国家思想ヲ涵養シ特ニ忠君愛国ノ大義ヲ明ニシ献身奉公ノ心操ヲ確立スルハ本科ノ眼目ナリ此ノ点意ヲ用ヒタル所ナリ。三、修身及公民科ハ修身ト公民科トノ二科ニアラズシテ渾然タル一科ナリ之亦特ニ留意セル所ナリ」⁴²

ここで、修身及び公民科の一体性について「修身科においていう健全有為なる国民たらしめることと、公民科においていう善良なる立憲自治の民たる素地を育成することとは、異なる二つのものではなく、同一本質の異なる二つの表現物に過ぎないのであり、修身科はその主観的精神的方面を重んじ、公民科はその客観的形式規定的方面を主として留意するという着眼点の相違にすぎない」⁴³ といった説明もなされたのである。

昭和6年に開設された中学校における公民科も、昭和12年の中学校教授要目の改正によって内容上の変更があり、第4学年、第5学年各2時間として、取り扱い上の主な項目としては、次のようなものであった⁴⁴。

(第4学年) 1. 我カ国, 2. 我カ家, 3. 我カ郷土, 4. 我カ郷土, 5. 我カ国体, 6. 国憲ト国法, 7. 帝国議会, 8. 政府・枢密顧問, 9. 裁判所, 10. 国政ノ運用ト我等ノ責務

(第5学年) 1. 国民生活, 2. 職業, 3. 国民経済, 4. 産業, 5. 流通, 6. 財政, 7. 海外発展, 8. 国民文化, 9. 国防ト国交, 10. 我カ国ノ使命

この改正は、従来の「人ト社会」で始まり「社会改善」が取り入れられていた配列や内容とは、大きな相違がうかがわれ、⁴⁵ 前述の昭和10年の青年学校における「修身及公民科」と共通する点が多く文部省による皇国主義的観点からの解説が一段と展開されていたのである。

太平洋戦争の戦時下、昭和18年には、昭和16年の国民学校令をうけて、新たに「中等学校令」を公布し、中等教育機関の再編成を行った。中等学校は、従来の中学校、高等女学校及び実業学校を総称し、中等学校の目的として「皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ

国民ノ錬成ヲ為ス」ことを掲げている⁶⁶。と共に教科目の大幅な再編を行い、中学校においては、国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科、外国語科の六教科とし、特に国民科は修身、国語、歴史、地理の科目から構成されたのである。ここに、従来の公民科は廃止され、その内容は、国民科、特に修身に包含され、一段と皇国主義的な公民教育が推進されたのであった。

II 占領初期の公民教育構想

以上のような戦前日本の教育と教育制度は、太平洋戦争の敗北とその後の占領政策——戦後改革過程において、大きく変革されていったのである。初期の対日占領政策はポツダム宣言をふまえて、日本の軍国主義、超国家主義の諸要素を払拭すべく展開されていった。なかでも昭和20年の総司令部による四大教育指令、すなわち「日本教育制度ニ対スル管理政策」（10月22日）「教育及教育関係者ノ調査・除外・認可ニ関スル件」（10月30日）「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布、廃止ニ関スル件」（12月15日）「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」（12月31日）は、重要な意義を持っていた。なかでも小論の課題とかかわって重要なものは、「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」である。この指令は、戦前日本の教育に対する厳しい批判とその懲罰的措置としてうち出されたものであり⁶⁷これによって、日本の学校教育における、道徳教育、そして公民教育はまったくの再出発を余儀なくされたのである。

こうした占領政策の展開のなかで、日本側の政府—文部当局は、改革の方向性を占領当局とは別の立場から「新教育」の内実を模索し始めていた。なかでも公民教育のあり方をめぐっては、政府首脳も積極的関心を示し、敗戦直後の昭和20年秋に、文部省に「公民教育刷新委員会」が設置され、新しい公民教育の理念と方法が検討されると共に、昭和21年には、そのための教師用指導書が作成され活用されるに至っている。昭和21年夏以降は、「社会科」の導入が本格的に検討されていくことになり、「公民科」という形での実現はなかったが、その内容の主要部分は、継承されている。したがって敗戦後1年間の公民教育構想の軌跡は重要な意味をもっている。

（1）公民教育刷新委員会の設置とその構想

昭和20年8月15日の敗戦から一ヶ月後の9月15日、文部省は早くも「新日本建設の指針」をうち出し、10月15日には「新教育方針中央講習会」を開催しているが、その際、前田多聞文相は、「今迄閑却せられたる公民科の強化を図り、殊にその内容に於て面目一新を期す」ことを言明している⁶⁸。そして、さらに、幣原喜重郎首相が、第89帝国議会において、「近代的民主主義傾向を復活強化スル根本要件ハ教育ノ刷新デアリマス、政府ハ軍国主義及ビ極端ナル国家主義的教育ヲ拭ヒ去リ、教育ノ目標ヲ以テ個性ノ完成ニ依ル国家社会ヘノ奉仕ニ置クコトトナシ、特ニ公民教育ノ画期的振興ヲ期スルモノデアリマス」とのべ、公民教育の振興を強調しているのである⁶⁹。

このような政府首脳の公民教育振興への期待を背景として、昭和20年11月1日、文部省内に、「公民教育刷新委員会」が設置されたわけである。この委員会は、「現行の公民科の教材を徹底的に検討して新教育の根幹たる公民教育は斯く実施せらるべきだと云ふ極めて重大な使命ヲ負ふものである」と意義づけられ⁸⁴主要メンバーとしては、東京帝国大学教授の戸田貞三、和辻哲郎、田中二郎、大河内一男、文部省より田中耕太郎学校教育局長、関口泰社会教育局長、山崎匡輔科学教育局長等で構成されていた。この委員会は、第1次答申（12月22日）、第2次答申（12月22日）を残し2ヶ月で解散となっているが、その答申は、日本側の公民教育構想の集約であると共に、その後の占領教育政策にも少なからざる影響性をもったものである。ここでは、以下の三点にわたって言及をしておきたい。

1. まず戦前日本の政治と教育に対する批判意識として次のようにのべている。

「我が国ニ於テハ、従来官尊民卑ノ風、或ハ封建的傾向強ク、国民一般モ上カラノ命令ニヨツテ動クコトニ慣レ、「公民」トシテノ自発的積極的活動ハ政治的經濟的社会的ニ永ク阻止サレテキタ」

「カクシテ学校ニ於ケル公民教育ハ直輸入的或ハ形式ニ流レ易ク……シカモ他面伝統的ナ傾向即チ上カラノ訓練ニヨツテ、国民ノ練成ヲ目ザス傾向ガ強マリ、特ニ満洲事変以後ハ公民教育ノ内容モ軍国主義的思潮ヤ極端ナル国家主義的傾向ニ歪曲サレタモノトナリ、上層カラノ指導ノミガ重ンゼラレテ各人ノ自発性ヲ重ンズベキ公共生活上必要ナ性格陶冶ハ軽視セラレ……」（公民教育刷新ニ関スル答申第二号）⁸⁵

委員会はこのような批判意識に立ちつつ、「平和的文化国家建設ヲ目ザス今日の課題トシテ、何ヨリモマズ公民教育ノ刷新」こそが急務であることを指摘している。そのための方途として、「公民科」の確立を提唱しているのである。そこにおいては、戦前の修身教育に対する一定の批判意識があり、「修身ハ公民的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、……従ツテ修身ハ公民ト一本タルベキモノデアリ、両者ヲ統合シテ「公民」科ガ確立サルベキデアル」ことが主張されている⁸⁶。そこには、小論のI章でも言及した昭和初期の「公民科」導入への評価とその今日的復活という連続性がうかがえる。

2. 公民教育刷新委員会の第2次答申においては、戦後の国家と社会の基本課題として「封建的遺制を克服し、基本的人権の尊重に立って社会態勢を民主主義化し、国民生活を合理化してその安定と向上とを図らねばならぬ」ことを指摘し、そのために公民教育の刷新が意図されなければならないと主張する⁸⁷。そして、委員会は、公民教育の根本方向として、次の六点にわたる指標を提示するのである。

1. 普遍的一般的原理に基づく理解の徹底
2. 共同生活に於ける個人の能動性の自覚
3. 社会生活に対する客観的具体的認識とそれに基づく行為の要請

4. 合理的精神の涵養
5. 科学の振興と国民生活の科学化
6. 純正なる歴史認識の重視

ここでは、戦前の偏狭なる思想に依拠しての教育指導や、国家に隷属せしめられていた国家と個人の関係への批判意識から、指標の第1や第2に、「普遍的一般的原理に基づく理解」や「個人の能動性の自覚」が挙げられている点に注目する必要があるだろう。こうした方向性は、大河内一男をはじめとする社会学者の意見が取り入れられた形となり、同じく公民教育の刷新を主張する前田文相らの「国家社会に純真に奉仕する個人の育成」²⁴といった価値観とは、レベルを異にするものであったといえよう。そして、答申のこのような近代的内容の側面が、のちの「社会科」の導入にも継承せしめられたのである。

3. 答申は、上記のように近代的側面をもってはいたが、国体護持の近代化という基本命題は、貫かれていった。この点、第二次答申において、「わが国民教育が『教育に関する勅語』の趣旨に基づく限り公民教育もまたその立場に立って行はるべきであるのはいふまでもない」と確認しているところである²⁵。公民教育刷新委員会は、敗戦直後の状況のなかで、日本側のイニシアチブのもとで設立されたものであり、近代化への志向において歴史的意義を有するところであるが、それは国体—教育勅語護持の近代化路線でありそこに限界もあったといわざるをえない。

(2) 公民教育の試行過程

戦後の公民教育は、昭和20年末の総司令部による「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」の指令によって、大きな試練に立たされた。しかし、昭和21年に入り、占領当局の監督の下で、7月には地理の授業の再開に関する通達が出され、9月～10月に新歴史教科書である「くにのあゆみ」(上下)そして「日本の歴史」(上下)が相次いで刊行されていった。こうして地理や歴史の授業が再開されていったわけであるが、残る修身については、結局暫定教科書を編集しないとの占領当局—CIEの方針があり、これに代わるものとしての公民科教育の新たな理念と方法が追求されることとなった。具体的には、昭和21年2月19日、文部省内に「公民教育要目委員会」が設置され、ここでの検討の成果をふまえて、7月には中等学校公民科教科書編纂作業が開始したのである。

この間、5月7日には、文部省より「公民教育実施に関する件」の通達が出され、公民教育に関する授業開始の布石とした。通達においては、「公民科の教育は、「公民科教育案」(通達に付帯)の趣旨に拠って、各学校の実状に即し課外に於て適宜指導訓練を実施すること」「公民教科書は本年度は刊行せぬが、「公民科教育案」の趣旨に基づいた教師用指導書を7月中に完成配布の予定である」「公民科の教授時間は授業停止中の科目等によって生じた時間を適当に充てるこ

と」等々が指示されている⁸⁸。そして、注目の修身と公民教育との関連については、次のように確認されている。

「本通牒は停止中の修身科の授業再開ではない。司令部の了解(21.5.6)の下に授業再開まで当分之以って道德教育を行ふものであって、修身科の授業再開については将来別に指示する」⁸⁹

こうして、公民教育の授業開始への布石が打たれたわけであるが、公民教育の教科書は、結果的には完成しなかった。それは、公民科は日本側の構想としてうち出されたものの法令上の規定は、停止中とはいえ「修身」「国史」「地理」三教科制であり、「公民科」実施の根拠に欠けていたことと、占領当局—C I Eの判断として、停止中の修身に代わって公民科を開設するというよりも、それも含めて「社会科」として出発するとの方針が採用されたことによるものである。

しかしながら、昭和20年から21年にかけての日本側の公民教育構想は、「国民学校公民教師用書」(昭和21年9月10日)「中等学校・青年学校公民教師用書」という形で一定の結実をみている点は見逃してはならないであろう。この両種の「公民教師用書」は、戦後の公民教育に関して、単に理念としてではなく実際の教科としての内容や方法のレベルにまで具体化したという点で、まさに「構想」の到達点とも言うべきものである。たしかに、「国民学校公民教師用書」には、アメリカの経験主義教育理論の影響が強くみられるのに対し「中等学校・青年学校公民教師用書」には合理的科学的認識を重視する立場が基調になっており、相違点もあるが⁹⁰、総じては、社会科成立の基盤となり、橋わたしの役割を果たしたことは確かである。この点は、「中等学校・青年学校公民教師用書」の「まえがき」の部分でも次のようにその方向性が提示されている。

「個人は共同社会の一員であり、その行為は社会生活と切り離すことができないのであるから、道德教育は、すなわち社会生活における行為の発展を目ざすものと考えられる。そこで、今後は道德教育は公民科をも含む「社会科」といふやうな学科の一部分となるやうに研究されるであろう。そのやうに見るならば、将来は独立の教科目としての「修身」は恐らく再開されないで、新たに「社会科」といふ学科が設けられ、新しい方向に道德教育が改革されるであろうと予想することができる。確かに、新しい社会教育・道德教育の方向をこまかい点まで十分に決定するためには、相当の時を必要とする。しかし、今日の情勢は、この教育を一日もゆるがせにすることを許さない。そこで公民教育に参考として役立たせるために本書を編纂し、その指針を供することにした」⁹¹

ここからも修身の再開はまずないこと、今後の道德教育は、公民科も含めた「社会科」で推進される見込みであることといった当時の文部当局の意向が充分うかがわれるところである。

Ⅲ 社会科の成立と公民教育

戦後教育改革における社会科の成立経緯に関する研究は、今日、占領教育政策——戦後教育改革の本格的な研究と相まって次第に解明が進んでいる。この点については、Ⅱでも論及して来たところであるが、社会科の成立過程に関する主要なエポックを辿れば次のように要約できると思われる。すなわち、起点としての「修身、日本歴史及び地理停止に関する件」指令（昭和20年12月31日）→暫定教科書及び教材づくり（昭和21年1月より）→昭和22年度新教育課程の準備（昭和21年6月より）→新教科として社会科導入の内定（昭和21年8月）→社会科学学習指導要領の作成開始（昭和21年10月より）→社会科学学習指導要領の伝達講習（昭和22年3月）→社会科教科書の作成準備（昭和22年5月より本格化）→小中学校で社会科の授業開始（昭和22年9月）といった経緯である。

以下においては、社会科の成立に関して、Ⅱで論及した戦後の初期の公民教育構想と関連する側面について、三点ほど指摘しておきたい。

1. 社会科成立の引き金は昭和22年3月来日のアメリカ教育使節団の「報告書」であったとする見解もあるが、これは、必ずしも正しいとは言えない。たしかに報告書は、従来の修身・国史・地理のあり方への批判見解をのべ、さらに「修身・倫理」と「歴史及び地理」との二項を立てその改革の視点をのべている⁸¹。ただそこで勧告されていることは、内容の近代化を図り修身・倫理の科目を独立させる方針であって、修身・倫理を廃して公民と合わせる方法や、あるいは、それに歴史と地理を合わせて社会科といった新たな総合教科を設置する方針は全く示されていないと解釈されるのである⁸²。

また、報告書の第四章において「公民教育の授業の実施提案」が示されているが、そこでは、「日本においては、修身、時には公民といわれているものは、アメリカでは、「社会研究」(social studies)の一部となっている」⁸³とはのべているが、さらに公民科を改めて社会科とするといった提案は示されていないのである。

このようにみると、社会科の導入は、総司令部——C I E が使節団報告書をうけてストレートに決定したということではなく、その後の教育課程の検討過程のなかで、C I E の独自の判断ですすめられた結果であると解釈されるのである。

2. 社会科導入のイニシアチブは、当然、C I E が取ったわけだが、それは、すべて強制と輸入で断行されたということではなく、日本側の協力と蓄積があったが故に実施にまで到達できたという事実を見逃してはならないであろう。この点の経緯を久保義三はアメリカ側の資料の分析をふまえて次のように紹介している。

「8月19日の教育課程に関する定例会議において、社会科に関する全般的な討議がはじめて行われた。CIE側は三人のいつものメンバー（トレーナー中佐、オスボーン少佐、ハーケネス、筆者注）、文部省側は、石山、坂本、高田、勝田の委員であった。……オスボーンは続けて、社会科の学習指導要領の出発点は、小学校および中等学校両方の「公民教師用書」の教授要目になるであろう、とのべ両者はそれに合意したのである。そして社会科の中核（コア）となるものは、新しく作成された公民科の内容に近いものになるかということも確認された」⁶³

「8月21日に行われた両者の定例会議で、CIE教育課の3人は、2、3日前読んだ「公民教師用書—中等学校」の中にある単元の概要は、社会科の学習指導要領のコアとして、利用されるということを勧告した。ここでは具体的に、その教師用書にもとづいて、単元が指摘された。その記録は、つぎのような学習の主要な領域を概括しているとして、a. 人と社会、b. 家庭生活、c. 学校生活、d. 社会生活、e. 国家生活、f. 近代政治、g. 近代経済、h. 社会問題、i. 国際生活、j. 社会理想を挙げたのである。そして、この人間活動の各領域にたいする分析は、けっして最終的なものとして考えられていないが、しかし今日まで文部省によって達成された教育課程の中で、最も優れたものであり、そして、次年度の社会科の基礎として役立つものであると、CIE側は、高く評価したのである」⁶⁴

以上のような研究から明かなように、昭和20年秋より日本側の自主的改革構想として提起され推進された「公民教育構想」の存在、そしてその集約点となった二種類の「公民教師用書」の作成こそが、社会科成立の重要な基盤となったという歴史的事実を看過することができないのである。このことは、戦後教育改革の一局面ではあったが、「占領」下での「改革」という歴史的特質をもつ「戦後教育改革」の構造とダイナミズムを解明していく上で、重要な事実と視点であると考えられるのである。

3. これまでにみたように、社会科の導入は占領当局のイニシアチブの下で、そして日本側の研究と協力に支えられて実現したのであったが、その過程は決してストレートなものではなく、日本側の抵抗も時にはなされさまざまな紆余曲折をはらんでいた。この点は、教育課程改革——社会科の導入といった局面のみならず、教育改革総体の方向づけとかかわる教育勅語の問題、そして教育基本法の制定へと発展していった局面の問題⁶⁵と同じ様相をはらんでいたともいえる。ここでは教育勅語の問題そして教育基本法の制定の問題については言及する余裕がないが、何といても日本側にとっては国体——教育勅語の護持を前提としての民主化こそが基本戦略であり、公民教育に関係していえば、停止された修身を再開するべきだという意見、また修身への批判意識から「公民科」の設置を主張する意見等みられたが、IIでみたようにいずれにしても、教育勅語の旨趣を根底にしての再出発という点では、共通の視点があった。文部省側としては、三教科の停止指令は、歴史や地理と同じく修身教科書の改訂を指示しているのであるから、文部省

としては新たな修身教科書を執筆する責任があり、これを履行しないと占領指令違反になるのではないかとの論理で、占領当局に修身の教科書作成を要求したこともあったが、CIEからは「修身の教科書を再開させることはわれわれの意図ではなくそれに代って社会科と公民を発展させることを考えている」との回答であり、日本側の主張は斥けられている⁶⁴。また、修身の意味づけは別としても、文部省側には統合教科としての「社会科」の新設には反対の意見があり、公民・歴史・地理がそれぞれ独立科目として教えられるべきだとの主張もあったのである⁶⁵。

こうした文部省側のさまざまな見解・主張との対応のなかで改革が志向されたわけであるが、基本的には「占領」という状況の下で連合国特にアメリカのイニシアチブの下で、徹底した改革——近代化が追求されたのである。社会科に関していえば、公民教育構想という日本側の研究と蓄積に一定の基盤を置きながらも、アメリカの教育と文化の移植が促進されていった。それは、日本の伝統的教育観・教育課程・教育方法からの脱脚をもたらし、教育の近代化を徹底することに結果したわけである⁶⁶。しかし、このアメリカンデモクラシーによる改革の歴史的意義を一方で確認するとともに、今日さらにその問題点と限界性が解明されていくことがきわめて重要な意味をもっていると思われる。

注

(1) 長尾十三二編著『国民教育の歴史と論理』、1976年、第一法規。持田栄一他共同研究「公教育の成立と教育行政の展開」日本教育行政学会年報3 1977年教育開発研究所

(2) 「公民」及び「公民教育」の概念については、さまざまな見解があるが、次のような意義づけが比較的明快であると思われる。

「公民」というのは、参政権（公民権）を有する国民のことであり、主権在民の立場に立っている日本国憲法のもとにあっては、主権者としての国民のことを指している。主権者国民は同時に地方自治体における主権者であり、住民自治の担い手である。それゆえ、「公民教育」とは、主権者国民を形成するための教育であり、未来の主権者である子ども・青年を対象とする教育（主として学校教育）と、すでに主権者であって、自己の公民的資質をさらに高めるために学習の機会を求めている成人の教育（主として社会教育）によって構成されている。主権者たるにふさわしい識見を身につけることは、民主社会を担うすべての国民の義務であり、そのような学習の機会が提供されることを求める権利を、すべて国民がもっている。この点、教育基本法第8条第1項が、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」といっているとおりである。

●『教育学大事典』、1978年、第一法規 p.530

(3) ドイツの公民教育の歴史については、藤沢法暎著『現代ドイツ政治教育史』1978年、新評論が参考となる。

(4) 『明治以降教育制度発達史』、1964・教育資料調査会、第8巻、p.528～564

(5) 森秀夫『中等社会科教育研究』、1975年、学芸図書、p.123

(6) 堀尾輝久『天皇制国家と教育』、1987年、青木書店、p.208。本書は戦前日本の公民教育の歴史的特質を、国家と社会に関する一定の史観から把握を試みている。たしかに西欧近代対前近代としての戦前日本という図式は明快であるが、戦後改革への分析と評価を媒介にしないと戦前日本の位置づけも正しいものとはならないのではないかとの疑問を提示しておきたい。

(7) 前掲『明治以降教育制度発達史』第7巻、p.253

- (8) 前掲『明治以降教育制度発達史』第7巻, p.268~273
- (9) 文部省『公民教育体系』1931年帝国公民教育協会, 中等学校への公民科の導入にあたって, 全国で公民教育講習会が開催されたが, 本書はその講演集である。
- (10) 森 秀夫前掲書, p.125~6
- (11) 持田栄一『教育行政学序説』, 1979, 明治図書, p.159
- (12) 『近代日本教育制度史料』, 講談社, 第3巻, p.235~6
- (13) 高瀬睦夫『青年学校修身公民科教育原理及教材体系』, 1936, 培風館, p.122
- (14) 前掲『近代日本教育制度史料』第2巻, p.363~4
- (15) 森秀夫前掲書, p.129
- (16) 文部省『学制百年史』 p.285~9
- (17) R.K, Hall, 『Education for a New Japan』 Yale University Press 1949, p.177~ 「(抄訳) ロバート・キング・ホール『新生日本の教育』(明星大学戦後教育史研究センター『戦後教育史研究』第4号, 1987年6月) p.96~101 を参考のこと。
- (18) 「前田多門訓示」『近代日本教育制度資料』第18巻, p.495, 講談社
- (19) 『第89回帝国議会衆議院議事速記録』(昭和20年11月29日) p.6
- (20) 『文部省総務課記録班資料』, 片山宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』(教育史料出版会, 1984年) p.241掲載
- (21) 国立教育研究所『戦後教育資料』, 片上宗二編著前掲書, p.242掲載
- (22) (21)p.243掲載
- (23) (21)p.244掲載
- (23) (18)p.494
- (25) (21)p.244掲載
- (26) (20)p.248掲載
- (27) (20)p.249掲載
- (28) 片山宗二編著前掲書, p.295
- (29) 文部省『中等学校, 青年学校公民教師用書』, 片山宗二編著前掲書, p.115掲載
- (30) 『米国教育使節団報告書』(文部省調査普及局, 1947年) p.13~17
- (31) 海後宗臣監修『戦後日本の教育改革』第7巻, 岡津守彦編『教育課程(各論)』p.20~24, 1969年, 東京大学出版会
- (32) 『米国教育使節団報告書』 p.34
- (33) 久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』1984年, 三省堂, p.204
- (34) 久保義三前掲書, p.208
- (35) この問題に関しては, 杉原誠四郎『教育基本法の成立』1983年, 日本評論社, 鈴木英一『日本占領と教育改革』1983年, 勁草書房を参照のこと。
- (36) 久保義三前掲書, p.255
- (37) 久保義三前掲書, p.254~5
- (38) 久保義三前掲書, p.274